

ときわ寮美浜デイサービスセンター

利 用 料 金 表 (1割負担の場合)

下記の表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. 通所介護サービスによる料金

要介護度別料金表（1日につき）通常規模型通所介護：7時間～8時間

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 契約者のサービス利用料金	¥6,580	¥7,770	¥9,000	¥10,230	¥11,480
2. うち介護保険から給付される金額	¥5,922	¥6,993	¥8,100	¥9,207	¥10,322
3. サービス利用に係る自己負担金	¥658	¥777	¥900	¥1,023	¥1,148

加算にかかる料金表（1日あたり）

4. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥22
5. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥18
6. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥6
7. 入浴介助加算(Ⅰ)	¥40
8. 入浴介助加算(Ⅱ)	¥55
9. 個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	¥56
10. 個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)	¥76
11. 若年性認知症利用受入加算	¥60
12. 栄養改善加算	¥200（月に2回限度）
13. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	¥20
14. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	¥5
15. 口腔機能向上加算(Ⅰ)	¥150（月に2回限度）
16. 口腔機能向上加算(Ⅱ)	¥160（月に2回限度）
17. 食費に係る負担額	¥400
18. 自己負担額合計(3～13より算定) *3～12は介護保険1割負担額	+ (400円×食事数)

加算にかかる料金表（1月あたり）

19. 個別機能訓練加算（II）		¥20
20. ADL維持等加算（I）		¥30
21. ADL維持等加算（II）		¥60
22. ADL維持等加算（III）		¥3
23. 科学的介護推進体制加算		¥40
24. 介護職員等処遇改善加算（I）		所定単位数(3～16・19～23により算定)に9.2%を乗じた額
25. 介護職員等処遇改善加算（II）		所定単位数(3～16・19～23により算定)に9.0%を乗じた額
26. 介護職員等処遇改善加算（III）		所定単位数(3～16・19～23により算定)に8.0%を乗じた額

※ 利用者に対して、居宅と当事業所との間の送迎を行わない時は、片道 47 単位を所定の単位数から減算いたします。

※ 所得に応じて負担割合が異なります。

2. 第1号通所事業サービスによる料金・加算（1月につき）

	要支援1	要支援2	備考
1. 契約者のサービス利用料金	¥17,980	¥36,210	
2. うち介護保険から給付される金額	¥16,182	¥32,589	
3. サービス利用に係る自己負担金	¥1,798	¥3,621	
4. サービス提供体制強化加算（I）	¥88	¥176	
5. サービス提供体制強化加算（II）	¥72	¥144	
6. サービス提供体制強化加算（III）	¥24	¥48	
7. 口腔機能向上加算（I）	¥150（月に2回限度）		
8. 口腔機能向上加算（II）	¥160（月に2回限度）		
9. 選択的サービス複数実施加算（I）	¥480		運動器機能向上、口腔機能向上の2つを選択
10. 生活機能向上グループ活動加算	¥100		
11. 若年性認知症利用者受入加算	¥240		
12. 食費に係る負担額	1回 ¥400		
13. 自己負担額合計(3～11より算定) *3～11は介護保険1割負担額	+	(400円×食事数)	

加算にかかる料金表（1日につき）

15. 口腔・栄養スクリーニング加算（I）	¥20
16. 口腔・栄養スクリーニング加算（II）	¥5
17. 介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数（3～12・16～16により算定）に9.2%を乗じた額
18. 介護職員等処遇改善加算（II）	所定単位数（3～12・16～16により算定）に9.0%を乗じた額
19. 介護職員等処遇改善加算（III）	所定単位数（3～12・16～16により算定）に8.0%を乗じた額

※ 所得に応じて負担割合が異なります。

※ 利用者に対して、居宅と当事業所との間の送迎を行わない時は、片道 47 単位を所定の単位数から減算いたします。

3. その他の費用

（1） レクリエーション、クラブ活動：材料代等の実費をいただくこともあります。

*個別サービス項目と費用負担については参考例です。その他のサービスを希望される場合はその都度ご相談下さい。